

貴方が好きなそのワイン、
ラベルごと好きになってほしいから…

ワインラベルが語ること



国税庁

ワインのラベル表示のルール (果実酒等の製法品質表示基準)

海外では多くの国において公的なワインの表示に関するルールが定められている一方で、国内にはワインのラベル表示に関する公的なルールが存在しませんでした。

そのため、国産ぶどうのみを原料とした「日本ワイン」と、輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたワインの違いが、ラベル表示だけでは分かりにくいという問題が存在していました。

国内におけるワインへの関心が高まっている状況の下、消費者の方が適切に商品選択を行えるよう、表示を分かりやすくすることなどを目的として、公的なワインのラベル表示のルール(果実酒等の製法品質表示基準)を定めました。

この表示ルールによって、国内に流通するワインは国内製造ワインと輸入ワインに区分され、さらに国内製造ワインの中でも国産ぶどうのみを原料としたワインが「日本ワイン」と表示されるようになりました。

ワイン の分類

国内製造ワイン

日本国内で製造された果実酒等

日本ワイン

国産ぶどうのみを原料とした
国内製造ワイン

地名や品種等を表示できる

海外原料使用ワイン

表ラベルに

- ・濃縮果汁使用
- ・輸入ワイン使用

などの表示を義務付け

地名や品種等を表示できない

輸入ワイン

フランスワイン
ドイツワイン
チリワイン
など

海外原料

輸入濃縮果汁
バルクワイン
(原料ワイン)

ワインのラベル表示から分かること

- ❖ 日本ワインは裏ラベルに必ず「日本ワイン」と表示されています。
- ❖ 日本ワインのみ、①地名、②ぶどうの品種名、③ぶどうの収穫年を表示することができます。
- ❖ 地名は、ぶどうの収穫地又はワインの醸造地に限り表示することができます（これら以外の地名を表示することはできません）。
- ❖ ぶどうの品種名が表示されていれば、表示されたぶどう品種を85%以上使用していることがわかります。なお、複数（3品種以上）のぶどう品種を表示する場合には、それぞれの使用割合を併記するとともに、使用割合の合計が85%となるまで表示することとなっています。
- ❖ ぶどうの収穫年が記載されていれば、表示された収穫年に収穫したぶどうの使用量が85%以上であることがわかります。
- ❖ 海外原料使用ワインには、表ラベルに濃縮ぶどう果汁使用、輸入ワイン使用などと表示されています。

（参考）地名が表示されている場合の見方

- ① 「山梨県産ぶどう使用」「長野シャルドネ」など、ぶどうの産地について記載があれば、それは**ぶどうの収穫地**の表示です。

➤ **地名が示す範囲内にぶどうの収穫地（85%以上使用）がある。**

- ② 「北海道醸造」「醸造地：山形」など、ワインの醸造地について記載があれば、それは**ワインの醸造地**の表示です。

➤ **地名が示す範囲内に醸造地がある。**

- ③ 「大阪」「滋賀ワイン」など、①②以外の形で記載があれば、それは**ワインの産地**の表示です。

➤ **地名が示す範囲内にぶどうの収穫地（85%以上使用）と醸造地がある。**



実際のラベルを 見てみよう

表

日本ワインの表示 (任意表示)

地名の表示 (ワインの産地)

虎ノ門で収穫されたぶどうを原料にして虎ノ門で醸造されたワインです。

ぶどうの品種名の表示

このワインはマスカット・ベリーAという品種のぶどうを85%以上使用して醸造されています。

ぶどうの収穫年の表示

このワインは2018年に収穫されたぶどうを85%以上使用して醸造されています。





日本ワインの表示

裏ラベルには必ず表示されています。

原材料の表示

使用された主要な原材料が使用量順に表示されています。

一括表示欄

日本ワインであること、品目、原材料名、製造者、製造場、醸造地、内容量、アルコール分などがまとめて表示されています。

(注1) 品目、内容量は表ラベルに表示されている場合は省略されていることもあります。

(注2) 製造者、製造場、醸造地が同一の場合には製造場や醸造地は省略されていることもあります。

実際のラベルを 見てみよう

表

海外原料を使用したワインには、

- ・地名
- ・ぶどうの品種名
- ・ぶどうの収穫年

を表示することができません。

特定原料の表示

このワインには、海外から輸入した濃縮果汁とワインが原料として使用されています。

輸入濃縮果汁・輸入ワイン使用

果実酒

虎ノ門ワイナリー株式会社 醸造

地名を含む会社名や人名は、会社名や人名だと分かるように表示されています。





原材料の表示

使用された主要な原材料が使用量順に表示されています。原料とした輸入ワインなどの原産国が「チリ」「フランス」などと表示されていることもあります。

一括表示欄

品目、原材料名、製造者、製造場、内容量、アルコール分などがまとめて表示されています。(注1) 品目、内容量は表ラベルに表示されている場合は省略されていることもあります。(注2) 製造者と製造場が同一の場合には製造場が省略されていることもあります。



Japan. “Kampai” to the world.



ワインの表示に関する詳細な情報は、国税庁ホームページに掲載しています。

国税庁ホームページアドレスは <https://www.nta.go.jp> です。

「税の情報・手続・用紙」**»**お酒に関する情報**»**酒類の表示**»**果実酒等の製法品質表示基準について」からご覧ください。